

◎佐賀県条例第26号

佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例

佐賀県中央児童相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後									
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県中央児童相談所設置条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>の規定により、<u>佐賀県中央児童相談所（以下「相談所」という。）</u>を置く。 (位置及び管轄区域)</p> <p><b>第2条</b> <u>相談所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">位置 <u>佐賀市</u> 管轄区域 <u>佐賀県一円</u></p> <p>(職員)</p> <p><b>第3条</b> <u>相談所に、</u>所長その他必要な職員を置く。 (一時保護所)</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県児童相談所設置条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条第1項</u>の規定により、<u>児童相談所</u>を置く。 (名称、位置及び管轄区域)</p> <p><b>第2条</b> <u>児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 820 2018 1145"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央児童相談所</td> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市 鳥栖市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 神埼郡 三養基郡 杵島郡 藤津郡</td> </tr> <tr> <td>北部児童相談所</td> <td>唐津市</td> <td>唐津市 伊万里市 東松浦郡 西松浦郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、中央児童相談所は、知事が別に定める業務については、佐賀県全域を管轄する。 (職員)</p> <p><b>第3条</b> <u>児童相談所に、</u>所長その他必要な職員を置く。 (一時保護所)</p>	名称	位置	管轄区域	中央児童相談所	佐賀市	佐賀市 鳥栖市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 神埼郡 三養基郡 杵島郡 藤津郡	北部児童相談所	唐津市	唐津市 伊万里市 東松浦郡 西松浦郡
名称	位置	管轄区域								
中央児童相談所	佐賀市	佐賀市 鳥栖市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 神埼郡 三養基郡 杵島郡 藤津郡								
北部児童相談所	唐津市	唐津市 伊万里市 東松浦郡 西松浦郡								

改正前	改正後
<p><b>第4条</b> 児童の一時保護を行うため、一時保護所を<u>相談所に付設する。</u> (分室)</p> <p><b>第5条</b> 知事は、必要に応じ、<u>所要の地に分室を置くことができる。</u> (補則)</p> <p><b>第6条</b> この条例に定めるもののほか、<u>相談所の管理</u>その他必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p><b>第4条</b> 児童の一時保護を行うため、一時保護所を<u>中央児童相談所に附設する。</u></p> <p>(補則)</p> <p><b>第5条</b> この条例に定めるもののほか、<u>児童相談所の管理</u>その他必要な事項は、知事が別に定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に佐賀県中央児童相談所長がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又は佐賀県中央児童相談所長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては北部児童相談所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、北部児童相談所長がした処分その他の行為又は北部児童相談所長に対してなされた申請その他の行為とみなす。  
(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)
- 3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p><b>第6条</b> 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、<u>中央児童相談所</u>、婦人相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する職員（職員給与条例第7条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p><b>第6条</b> 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、<u>児童相談所</u>、婦人相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する職員（職員給与条例第7条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>